

東員町放課後児童クラブ運営業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要領

この要領は、東員町放課後児童クラブ運営業務委託の受託事業者を選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

1 目的

東員町が設置する放課後児童クラブについて、安定的かつ効率的な運営とサービス向上等を目的に、放課後児童クラブの運営業務を父母会や法人に委託している。今般、本年度をもって現委託期間が終了する一部の放課後児童クラブについて、新たな受託事業者を選定するにあたり、価格のみではなく、実績や能力等を総合的に勘案し、最適な受託者を選定するため、本プロポーザルを実施する。

2 業務概要

(1) 業務名

(子8-144) 東員町放課後児童クラブ運営業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「東員町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。ただし、受託候補者となった事業者から本業務の改善等に資する提案があった場合は、その内容を追加する等、契約時の仕様書は変更する場合がある。

(3) 実施場所

以下の2小学校区・3支援体の学童クラブについて、受託事業者を選定する。

	学 校 区	名 称
1	笹尾東小学校区	学童クラブバンブーキッズ東A
2		学童クラブバンブーキッズ東B
3	城山小学校区	城山地区留守家庭児童会（ちきゅうクラブ）

(4) 委託期間

委託期間は、契約締結日から令和12年3月31日までとする。

なお、運営業務の履行開始は令和9年4月1日からとし、契約締結日から令和9年3月31日までの間は、放課後児童支援員及び補助員（以下「支援員等」という。）の確保、保護者への説明会の開催、小学校、地域及びその他関係機関との連携体制の確立、備品・施設等の点検、確認及び整備、組織体制（指揮命令系統等）の確立、現運営者からの引継ぎ、その他必要な準備等を行い、円滑に業務の履行を開始するための業務実施準備期間とする。業務実施準備期間中に生じる費用は全て受託事業者の負担とする。

(5) 契約上限額（委託料の見積上限額）

全委託期間における委託料の見積上限額は次のとおりとする。

年 度	委託料の見積上限額	備 考
令和9年度	31,874,000円	
令和10年度	31,620,000円	
令和11年度	31,908,000円	
総 額	95,402,000円	

※本業務委託は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

(6) 事務局

東員町 子ども家庭課 児童福祉係

窓口時間：平日の午前8時15分から午後5時まで

（ただし、土・日・祝日）

所在地：〒511-0295 東員町大字山田1600番地

電 話：0594-86-2872 電子メール：kodomo@town.toin.lg.jp

3 スケジュール(予定)

No.	内 容	実施日・期限等
1	公告	令和8年6月29日（月）
2	現地見学会参加申込受付期間	6月29日（月）～7月8日（水）
3	現地見学会	7月1日（水）～7月10日（金）
4	プロポーザル参加申込書提出期限	7月17日（金）17時まで
5	質問書受付期限	7月24日（金）17時まで
6	質問回答日	7月31日（金）午後 （電子メールにて）
7	提案書等提出期限	8月12日（水）17時まで
8	プレゼンテーション審査	8月21日（金）
9	審査結果通知	8月28日（金）

4 参加資格

東員町放課後児童クラブ運営業務委託公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の参加資格を有する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たす者とする。なお、町との契約締結までの間に、参加資格要件を一つでも満たさなくなった場合は、原則として参加資格を取り消すものとする。

- (1) 社会福祉法人、学校法人、NPO法人又は放課後児童健全育成事業を受託できる民間事業者等本事業を円滑に運営できる事業者で、児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に関して、過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日）において、地方公共団体から業務を受託（指定管理者の指定を含む。）して履行し、又は当該事業を実施した実績があるこ

- と。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
 - (4) 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
 - (5) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
 - (6) 法人として児童福祉法等の法令違反の経歴がないこと（行政機関による定期監査等で指摘を受けた軽微なもの又は既に改善されている場合を除く。）。
 - (7) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること（会社の整理終結の決定がなされた場合を除く。）。
 - (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
 - (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者を除く。）。
 - (10) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産手続開始の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされていない者であること（破産者で復権を得た場合を除く。）。

5 参加申込

(1) 申込方法

本プロポーザルへの参加を申し込む場合は、次のとおり参加申込書を事務局へ提出すること。

- ア 提出期限：**令和8年7月17日(金) 17時まで**（期限必着）
- イ 提出方法：事務局へ直接持参又は郵送にて提出すること。
なお、持参の場合は、窓口時間内とする。また、郵送の場合は、一般書留又は簡易書留に限る。
- ウ 提出書類：参加申込書(様式第1号)

6 現地見学会

本プロポーザルへの参加にあたり、現地見学の希望がある場合は、次のとおり現地見学会を開催する。なお、現地見学会への参加の有無は審査には影響しない。

(1) 日程

令和8年7月1日(水)から令和8年7月10日(金)までの間で、見学を希望する事業者と日程を調整のうえ、個々に実施する。

(2) 申込方法

見学希望者は、**公募開始日から令和8年7月8日(水) 17時まで**の間に、電話にて事務局に申し込みを行う。

(3) 現地見学会に参加するにあたっての留意事項

ア 参加人数は1事業者につき2名以内とする。

イ 移動は事業者で用意した自動車等（1事業者につき1台まで）で、参加者の責任において行う。

ウ 見学は1施設あたり15分以内とする。

7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質疑・回答は次のとおり行う。なお、質問の有無は審査には影響しない。

(1) 質問方法

質問がある場合は、「質問書（様式第2号）」に必要事項を記入し、電子メールに添付して次のとおり事務局まで提出すること。

ア 受付期間：**公募開始日から令和8年7月24日(金) 17時まで**

イ 提出先：事務局 電子メールアドレス kodomo@town.toin.lg.jp

ウ 留意事項

(ア) 質問書提出の電子メールに使用する件名は、「**【事業者名】質問書**」とすること。

(イ) 電子メールを送信した際は、その旨を事務局に電話にて連絡すること。

(2) 質問に関する留意事項

ア 町が必要と認める場合は、質問内容に関する聞き取りを行うことがある。

イ 電子メール以外での問い合わせには応じない。

ウ 質問は、本業務の内容及び本プロポーザルへの参加に必要な書類の作成に関する事項に限る。

エ 審査項目等に関する質問は受け付けない。

(3) 回答

質問に対する回答は次のとおり行う。

ア 回答日：**令和8年7月31日(金)午後**を予定

イ 回答方法：電子メールにて、参加申込書の提出があった全ての事業者に対し、全ての質問内容及び回答を送信する。

ウ 質問に関する留意事項

(ア) 事業者名以外の質問項目、内容等は全て公表する。

(イ) 質問への回答は本要領及び仕様書と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(ウ) 質問内容によっては「回答不可」とする場合もある。

8 提案書提出

(1) 提案書等提出

No.	提出書類	様式	部数
1	事業者の基本理念、業務の運営方針・計画、運営体制及び業務実績についての提案書	様式第3号 (事業者名伏せる)	8部
2	子どもの権利を大切にした保育、児童と保護者へのサービス向上、危機管理・情報管理及び支援員等の人材育成についての提案書	様式第4号 (事業者名伏せる)	8部
3	参考見積書	様式第5号	1部

(2) 上記 No.1 及びNo.2 は、プロポーザル審査員にそのままの状態配布するため、事業者名等を伏せた状態のものを8部提出すること。

(3) 提出期限 : **令和8年8月12日(水) 17時まで**

9 プレゼンテーションと審査

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングによる審査は次のとおり実施する。
参加事業者が1者の場合でも本審査は実施する。

ア 日 時 : **令和8年8月21日(金) 午前中**

※開始時間は、8月17日(月)に通知する。

イ 場 所 : **東員町役場 西庁舎2階 201会議室**

ウ 実施方法

- ▶1者につき15分以内でプレゼンテーションを行った後、ヒアリングの時間を15分程度設ける。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とし、他の参加者のものを傍聴することはできない。
- ▶事業者が開始時間までに参集しない場合は失格とする。なお、交通事情などやむを得ない事由により遅れる場合は、開始時間10分前までに事務局に電話連絡をし、遅れる旨を伝えること。(電話番号:0594-86-2872) 遅延証明等の提出により、実施時間を変更するものとする。
- ▶参加人数は、1者につき3名以内(説明用端末の操作者を含む。)とする。
- ▶プレゼンテーションの順番は、参加申込書受付の先着順とする。
- ▶プレゼンテーションは、事前に提出された提案書等の書類に基づいて行うこととし、書類の差し替え、追加資料の提出、書類への加筆等は不可とする。ただし、パワーポイント等のプレゼンテーションソフトを使用しての説明については、その内容が提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合は認める。
- ▶会場に備え付けのモニター1台を使用することができる。その他、端末等の必要な機材は提案者で用意すること。

- ▶審査基準は、別紙「東員町放課後児童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル 審査基準」のとおりである。

エ 選定方法

選定委員会が、別紙「東員町放課後児童クラブ運営業務委託公募型プロポーザル 審査基準」に基づき採点した結果の合計である「審査点」が最も高い者を受託候補者として選定し、審査点が2番目に高い者を次点者とする。なお、審査点の最も高い者が複数ある場合は、同点の者を比較して見積額が低い方に決することとし、なおも同点の場合は、委員長の決するところとする。

ただし、審査点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は選定しない。

(5) 選定結果の通知

ア 通知日：**令和8年8月28日(金)** 予定

イ 通知方法：参加者全員に選定結果を電子メールで通知する。

なお、審査の結果に関する異議申し立ては一切受け付けない。また、審査の過程についても公表しない。

10 参加資格の取消し

参加申込書等を提出してから契約締結までの間に、参加者が次のいずれかに該当する場合は参加資格を取り消し、失格とする。なお、失格となった場合は、その理由を付して文書で通知する。

- (1) 本プロポーザルの手続き過程で、「参加資格要件」の規定に抵触することが明らかとなったとき。
- (2) 他の参加者と応募内容又はその意図について相談したとき。
- (3) 応募者が書類を提出するにあたり次のいずれかに該当した場合
 - ア 書類の提出方法、提出先及び提出期限が本要領に適合していないとき。
 - イ 書類に事実と反する記載をしたとき。ただし、真にやむを得ない事由があると町が認める場合はこの限りではない。
 - ウ 提案書等の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき。
 - エ 見積書に記載した金額が「2(5)契約上限額」で定める額の上限額を超えているとき。
- (4) その他、上記に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等により、町が失格と判断したとき。

11 契約

契約内容及び仕様については、受託事業候補者の通知後、速やかに町と受託事業候補者で提案書等の内容をもとに協議する。

協議の結果、契約内容及び仕様が合意に至った場合は、速やかに契約の手続きを行う。

12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加にかかる一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) やむを得ない理由により、町が本プロポーザルを実施できないと判断した場

合は、本プロポーザルを延期又は中止することがある。その場合、準備のために要した費用等については補償しない。

(3) 提出書類の著作権は参加者に帰属するが、参加者は、提出書類について町が本プロポーザルを行う上で必要な範囲内において使用することを承諾するものとする。

(4) 書類提出の際は、次のことについて留意すること。

ア 様式が指定されているものについては、指定様式を用いること。

また、様式に注意事項がある場合は、それに従って作成すること。

イ 提出後の書類の差し替えは認めない。ただし、町の指示に基づく変更又は修正についてはこの限りではない。

ウ 提出書類は、理由を問わず返却しない。

エ 町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、また記載内容に関する聞き取りを行うことがある。

【参考資料】

以下に示すのは、各放課後児童クラブの現時点での状況等であり、本プロポーザルへの参加を検討していただくための参考資料です。したがって、委託料又は保育料の上限等、運営を制限するものではありません。

1. 令和7年度の年間入所児童数(月別人数)及び開所日数

学童クラブバンブーキッズ東A（笹尾東小学校区）

開設月	R7年度児童数（内、特別な支援を必要とする児 4 人） [単位：人]							開所日数	
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	平日	土曜日
4月	0	0	9(2)	8(1)	13(1)	0	30(4)	21日	1日
5月	0	0	9(2)	8(1)	13(1)	0	30(4)	20日	0日
6月	0	0	9(2)	8(1)	13(1)	0	30(4)	21日	1日
7月	0	0	9(2)	8(1)	13(1)	0	30(4)	22日	1日
8月	0	0	9(2)	8(1)	13(1)	0	30(4)	17日	1日
9月	0	0	9(2)	8(1)	13(1)	0	30(4)	20日	1日
10月	0	0	9(2)	8(1)	13(1)	0	30(4)	22日	1日
11月	0	0	9(2)	8(1)	13(1)	0	30(4)	18日	2日
12月	0	0	8(2)	7(1)	13(1)	0	28(4)	20日	1日
1月	0	0	8(2)	7(1)	13(1)	0	28(4)	19日	0日
2月	0	0	8(2)	7(1)	13(1)	0	28(4)	18日	1日
3月	0	0	8(2)	7(1)	13(1)	0	28(4)	21日	1日
合計	0	0	104 (24)	92 (12)	156 (12)	0	352 (48)	239日	11日

学童クラブバンブーキッズ東B（笹尾東小学校区）

開設月	R7年度児童数（内、特別な支援を必要とする児 0 人） [単位：人]							開所日数	
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	平日	土曜日
4月	14	10	0	0	0	1	25	21日	1日
5月	14	10	0	0	0	1	25	20日	1日
6月	14	10	0	0	0	1	25	21日	1日
7月	14	10	0	0	0	1	25	22日	1日
8月	14	10	0	0	0	1	25	17日	0日
9月	14	10	0	0	0	1	25	20日	1日
10月	14	10	0	0	0	1	25	22日	1日
11月	14	10	0	0	0	1	25	18日	1日
12月	14	10	0	0	0	1	25	20日	1日

1月	14	10	0	0	0	1	25	19日	1日
2月	14	10	0	0	0	1	25	18日	1日
3月	14	10	0	0	0	1	25	21日	1日
合計	168	120	0	0	0	12	300	239日	11日

城山地区留守家庭児童会(ちきゅうクラブ) (城山小学校区)

開設月	R7年度児童数 (内、特別な支援を必要とする児0人) [単位:人]							開所日数	
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	平日	土曜日
4月	11	10	9	13	9	4	56	21日	2日
5月	10	10	9	13	9	4	55	20日	2日
6月	11	10	9	13	9	4	56	21日	2日
7月	11	10	9	13	9	4	56	22日	1日
8月	11	9	9	13	9	4	55	19日	2日
9月	11	9	9	13	9	4	55	20日	0日
10月	11	9	9	13	9	4	55	22日	1日
11月	11	9	9	13	9	4	55	18日	2日
12月	11	9	9	13	9	4	55	20日	2日
1月	11	9	9	13	9	4	55	19日	2日
2月	11	9	9	13	9	4	55	19日	1日
3月	11	8	9	13	9	4	54	21日	2日
合計	131	111	108	156	108	48	662	242日	19日

2. 年度別 入所児童数推移 (各年度4月1日時点)

学童クラブバンブーキッズ東 (笹尾東小学校区) (AとBの合計)

年度	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
R6	10	9	10	15	2	12	58
R7	14	10	9	8	13	1	55
R8	12	17	11	8	7	10	65

城山地区留守家庭児童会(ちきゅうクラブ) (城山小学校区)

年度	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
R6	12	9	13	9	6	4	53
R7	10	10	9	13	9	4	55
R8	11	10	9	13	9	4	56

3. 年度別 委託料（R6、7年度は決算、R8年度は契約時点）

年度	バンブーキッズ 東A	バンブーキッズ 東B	城山地区留守家 庭児童会（ちき ゅうクラブ）	合計
R 6	7,004,852 円	5,731,850 円	5,386,300 円	18,123,002 円
R 7	7,552,841 円	6,075,792 円	5,815,440 円	19,444,073 円
R 8	5,353,090 円	-	6,291,500 円	11,644,590 円
合計	19,910,783 円	11,807,642 円	17,493,240 円	49,211,665 円

※基本額に加え、開所日数加算、長時間開所加算、障がい児受入加算、育成支援体制強化事業費、処遇改善事業費（月額9,000円相当賃金改善）を含む。

※R8年度は契約時点の金額のため、精算により変更される場合がある。

※R8年度のバンブーキッズ東は、1支援体実施のため、バンブーキッズ東Aのみ。

※R8年度については、上記の額にひとり親家庭利用支援事業費が加算され、年度末に精算される予定である。

4. 支援員数の状況（R8年4月1日時点）

種 別	バンブーキッズ東	城山地区留守家庭児童会 （ちきゅうクラブ）
常勤・支援員資格あり	0	2
常勤・支援員資格なし	0	0
非常勤・支援員資格あり	6	5
非常勤・支援員資格なし	8	1
合 計	14	8

※人数については、現在の実数と異なる場合がある。

※常勤・非常勤の定義は、各学童クラブにより異なる。

5. 保育料(月額)等の状況（R8年4月1日時点）

学年別保育料	バンブーキッズ東	城山地区留守家庭児 童会(ちきゅうクラブ)
保育料（月額）1年生	12,000 円	12,000 円
保育料（月額）2年生	11,000 円	11,000 円
保育料（月額）3年生	10,000 円	10,000 円
保育料（月額）4年生	5,000 円	6,000 円
保育料（月額）5年生	5,000 円	6,000 円
保育料（月額）6年生	4,000 円	6,000 円
入会金	10,000 円	10,000 円

※おやつ代は、別に徴収されていない。

※長期休暇の特別な加算はない。一時金、保険料の徴収あり。

※ひとり親割、兄弟割（下の児童）あり。